

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により,特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので,同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成24年9月21日

京都市長 門川大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人京都・泰心会

(2) 代表者の氏名

小林 敏悟

(3) 主たる事務所の所在地

京都市東山区宮川筋三丁目275

(4) 定款に記載された目的

この法人は,人間関係の悩みを持つ人に対して,心の癒しと助言を行い,人間関係の融和と相互理解を与えることを目的とする。

2 申請年月日

平成24年9月7日

(文化市民局地域自治推進室)